

あすなろ居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的及び運営の方針)

- 第1条 合同会社Laureaが開設する あすなろ指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- 二 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 三 事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - 四 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

第2条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名称 あすなろ居宅介護支援事業所
- 二 所在地 札幌市中央区南15条西8丁目2番33-102号室

第3条 (職員の職種、員数及び職務内容)

- 一 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
管理者 介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名(常勤1名 管理者と兼務 非常勤1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

第4条 (営業日及び営業時間)

- 一 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日、お盆休みを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第5条 (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他の必要と認められる場所において開催する。
- 四 居宅介護支援専門員の居宅頻度 月1回以上必要に応じて訪問する。
- 五 モニタリングの結果記録 月一回

- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用者の支払いを受けないものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 100円
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、札幌市内全域、石狩市内、北広島市内

(苦情・ハラスメント処理)

第7条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回
- 三 虐待防止・権利擁護に関する研修 年一回
- 四 感染症に関する研修 年一回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項合同会社Lauleaと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

- 第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議棟においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。
令和7年2月1日 事業所所在地変更
この規定は、令和7年3月1日から施行する。